

緊急課題解決9

暮らしと産業を守る獣害対策プロジェクト

【主担当部局：農林水産部】

プロジェクトの目標

- ・集落ぐるみによる野生鳥獣の追い払いや侵入防止柵の整備等を行う「被害対策」と、有害鳥獣等の適正な駆除や野生鳥獣が生息しやすい森林整備等を行う「生息管理」に取り組み、「獣害につよい三重」づくりが進んでいます。
- ・「被害対策」と「生息管理」への的確な取組とあわせ、未利用資源活用の観点での「獣肉利用」を連携させて進めることにより、本県の野生鳥獣による農林水産被害が減少しています。

評価結果を踏まえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 *	判断理由

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
野生鳥獣による農林水産被害金額	/	728百万円 以下 (23年度)	698百万円 以下 (24年度)	660百万円 以下 (25年度)		600百万円 以下 (26年度)
	751百万円 (22年度)	821百万円 (23年度)	701百万円 (24年度)			/

目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方

目標項目の説明	サル、ニホンジカ、イノシシ、カモシカ、カワウ等による農林水産業の被害金額
27年度目標値の考え方	平成27年度目標値の達成に向け、段階的に被害を減少させることをめざして設定しました。

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
1 「野生鳥獣による農林水産被害」を解消するために	ニホンジカの捕獲頭数	/	17,800頭	17,800頭	17,800頭		17,800頭
		15,393頭	14,790頭	17,529頭			/
2 「獣肉等の利活用に向けた課題」を解決するために	有害捕獲野生獣のうち利活用された頭数	/	1,000頭	1,200頭	1,400頭		1,600頭
		800頭	1,037頭	1,066頭			/
3 「集落周辺への頻繁な出現」を解決するために	野生鳥獣の生息しやすい森林づくりに取り組む地域数	/	4地域	4地域	4地域		4地域
		-	9地域	8地域			/

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	607	589	750	

平成 26 年度の取組 概要

- ①「獣害対策に取り組む集落」づくりに向けた、集落アンケートによる実態調査や座談会等による集落住民の意欲の醸成と集落リーダーの育成（指導者養成講座 5 回開催、延べ 134 名参加）、野生獣の追い払いなど地域ぐるみの活動に対する支援や侵入防止柵の計画的な整備の推進
- ②被害の軽減や、獣害対策に対する県民の理解を促進するためのフォーラムの開催（7 月 26 日に開催、約 400 名参加）
- ③捕獲効率向上に向けた、大量捕獲わな等の技術実証（実証 2 種類）と技術の確立した大量捕獲わな等の普及や集落における捕獲技術の向上（捕獲技術向上研修実施 1 回）
- ④特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）に基づく、ニホンザルの群れの加害レベルに応じた、集落ぐるみでの追い払いや侵入防止柵の整備の推進と、産学官の連携による新たな大量捕獲技術の開発
- ⑤ICT を用いたニホンザルなどの防除、捕獲、処理の一貫体系技術の構築に向けた現地実証の実施（9 月末実績見込：大量捕獲わな 18 基設置、サル接近センサー 30 基設置）
- ⑥地域の捕獲力の強化に向け、「獣害対策カルテ」の活用による、共同捕獲隊や集落捕獲隊などの捕獲体制の整備に対する新たな支援（3 市町）、及び捕獲後の処分体制の構築等の支援に向けた焼却施設及び減量化施設の調査の実施
- ⑦鳥獣保護法の改正に伴う県の捕獲等事業の実施の検討や第 11 次鳥獣保護事業計画等の改定
- ⑧行政境界近辺における隣接する県や市町等の広域連携による一斉捕獲の実施に向けた広域連携捕獲体制や複数の集落が連携して捕獲を実施する共同捕獲体制、集落内で役割分担を明確にして捕獲を実施する集落捕獲体制等、地域における持続可能な捕獲体制の構築
- ⑨捕獲者の確保に向け、猟友会との連携による狩猟免許取得促進を図る PR の実施
- ⑩カワウによる漁業被害の軽減に向けた、内水面漁協が行う捕獲及び飛来防止対策等の取組やカワウ全国一斉対策の実施に対する支援
- ⑪安全で高品質な獣肉の安定的な供給を図るため、『「みえジビエ」品質・衛生管理マニュアル』を遵守した解体処理施設の整備を推進
- ⑫安全性や品質が確保された獣肉を提供する販売事業者等であることを証明する「みえジビエ登録制度」の普及、業種を越えた事業者による意見交換や情報共有、商品の開発等による需要拡大などを目的とする「みえジビエ協議会（仮称）」設立の検討
- ⑬獣肉等の需要の拡大に向けた首都圏営業拠点「三重テラス」を活用した販売促進や「みえジビエ」取扱店舗の拡大、ジビエ料理フェアや料理教室の開催等による「みえジビエ」の普及啓発
- ⑭「みえフードイノベーション・ネットワーク」を活用した企業等とのマッチングによる、新商品の開発・販路開拓の推進
- ⑮野生鳥獣が息できる森林環境創出に向けた、事業実施箇所における効果等の PR などによる森林再生整備等に取り組む実施箇所の拡大

平成 26 年度の上半期の成果と残された課題

- ①地域の獣害対策を担う人材の育成を行うため、指導者養成講座の開催などに取り組んだ結果、これまでの 251 集落に加え新たに 41 集落において「獣害対策に取り組む集落」づくりの検討が開始されました。侵入防止柵については、平成 25 年度までに累計 21 市町 1,818km が整備され、平成 26 年度は 14 市町 179km の整備が計画されています。県内全体では、依然として 800 以上の集落で被害が発生しており、今後も「獣害対策に取り組む集落」づくりを推進していく必要があります。また、市町や生産者等から集落ぐるみで行う野生獣の追い払いなどの取組への支援や侵入防止柵の設置要望は多く、今後も計画的な支援が必要です。
- ②獣害対策に取り組む集落づくりのレベルアップを図るとともに、広く県民の皆さまにも獣害についてご理解いただくことを目的とし、「獣害につよい三重づくりフォーラム～優良活動に学ぶ～」を開催し、集落ぐるみによるサル追い払いと侵入防止柵の整備により、サル被害を大幅に減少させた事例など、優良活動事例として 3 団体を知事表彰しました。今後は、優良活動事例の取組をこれから獣害対策に取り組む集落等に普及していく必要があります。
- ③シカの習性を利用し効率的に捕獲を行う誘導式囲いわななどの新たな大量捕獲技術の現地実証に取り組んでいるほか、これまでに開発した野生獣の大量捕獲わなの遠隔監視・操作システム「まる三重ホカクン」を活用した大量捕獲技術等を導入した市町等を対象に、捕獲技術の向上を図るための研修会を開催しました。引き続き、民間企業と連携して新たな捕獲技術の開発を進めるとともに、開発した技術を普及していく必要があります。
- ④ニホンザルの被害は特に深刻であることから、適正な捕獲を促進していくため、民間企業と連携して開発した、ニホンザルの大量捕獲技術（まる三重ホカクン＋大量捕獲わな）が 4 市町で導入されました。今後、この大量捕獲技術を普及させるとともに、新たな捕獲技術について研究・開発を進めていくことが必要です。
- ⑤ICT を用いたニホンザルなどの防除、捕獲、処理の一貫体系技術の構築に向け、現地実証を実施するため、伊賀市内に複数の大量捕獲わなとネットワーク化したサル接近センサーを設置しました。今後、現地実証において、効率的に被害軽減を図るために、それぞれの大量捕獲わなや接近センサーの情報を一元管理できる仕組みの構築が必要です。
- ⑥地域の捕獲力強化に向け、国の鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業や県事業を活用して、市町等が行う捕獲活動や各捕獲隊等の活動体制強化を支援しています。捕獲力の強化に伴い課題となっている捕獲後の処分体制の構築を支援するため、他県で導入されている焼却施設や微生物等を活用した減量化施設を調査し、比較検討を行いました。県内の市町にとって効果的な処分方法を早期に実証していく必要があります。また、県と市町等が連携し、より効果が期待できる捕獲実施場所の選定や持続可能な捕獲体制の整備、各種補助事業の活用などを盛り込んだ「捕獲促進プラン」の作成を提案しました。今後、「獣害対策カルテ」も活用するなど、市町との連携を強化し、「捕獲促進プラン」作成の支援を行っていく必要があります。
- ⑦鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成等を目的とする鳥獣保護法の改正に伴い、県が捕獲等をする事業が可能となるため、国の実施基準等が示され次第、実施について検討を行います。また、第 11 次鳥獣保護事業計画や特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル）について、年度内に改定を行う必要があります。
- ⑧これまで捕獲しにくかった行政境界近辺における捕獲を促進するため、市町、猟友会および関係する県との調整を進め、2 地域においてシカ及びイノシシの広域一斉捕獲を実施することが合意されました。また、共同捕獲隊は 2 市町において、集落捕獲隊は 1 町において隊の編成に向けての取組

を開始しました。今後も行政境界での広域連携による捕獲体制の整備等を進めていくとともに、地域での持続可能な捕獲体制の構築を支援していく必要があります。

- ⑨鳥獣の捕獲者の確保に向け、猟友会と連携し、狩猟免許取得促進のためのPR等に取り組んでおり、平成26年度の狩猟免許試験合格者数は306名と、昨年度を91名上回りました。引き続き、狩猟免許取得者等の拡大に向けて取り組む必要があります。
- ⑩漁業被害を受けやすい稚あゆ放流時期（4月から6月）にあわせ、内水面漁協が行う銃器による捕獲や、案山子や花火等を使用した飛来防止対策に対して支援しました。また、4月下旬に実施されたカワウの全国一斉対策には、本県をはじめ40都府県が参加し、県内では7漁協が捕獲を行いました。カワウの漁業被害の軽減については、継続的な取組が必要です。
- ⑪獣肉等の利活用を促進するため、獣害対策研修会や市町意見交換会等で『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアルに関する説明を行ったほか、食中毒菌等のモニタリング検査など、安全性や品質の確保に向けた取組を進めています。「みえジビエ」の普及に向け、安全性や品質の確保をさらに進める必要があります。
- ⑫安全性や品質が確保された獣肉を提供する販売事業者であることを証明する「みえジビエ登録制度」において、平成26年度から登録を開始し、18事業者31施設を登録しました。今後、さらに登録事業者を増やしていく必要があります。
- ⑬獣肉等の需要の拡大に向け、中部国際空港セントレアで開催された三重県物産展や東京で開催された大手企業のフードショーにおいて、「みえジビエ」商品のPRを行いました。また、「みえジビエ」を広く県民に周知するため、みえジビエ登録店舗においてみえジビエの試食提供による販売促進活動やラジオ放送によるみえジビエの取組等の説明を行いました。引き続き、獣肉等の需要を拡大するため、企業と連携した新商品の開発・販売や、首都圏での販売促進に取り組んでいく必要があります。
- ⑭「みえフードイノベーション・ネットワーク」を活用した企業等とのマッチングにより、外食チェーンにおいて期間限定の第3弾シカ肉メニューが提供されています。引き続き、獣肉等の需要拡大に向け新商品の開発等に取り組む必要があります。
- ⑮森林再生による野生鳥獣の生息環境創出事業については、新たに7市町7地域において事業計画が策定され、約100haにおいて人と野生鳥獣の共存に向けた森林整備が進められる予定です。今年度は、この計画に基づき整備を着実に進めていく必要があります。

平成26年度の下半期（翌年度）に向けた改善のポイントと取組方向

〈下半期〉

- ①現在、獣害対策の取組を検討中の41集落において、住民等の意欲の向上に向けた集落の実態調査や座談会の開催などに取り組むとともに、集落のさらなる拡大を目指します。
- ②地域が一体となって獣害対策に取り組むことで、ニホンザルによる被害を大幅に減少させた優良活動事例を、これから対策に取り組もうとする集落等に紹介していきます。
- ③民間企業と連携し、ニホンジカとイノシシの誘導式囲いわな、周辺検知型の新型センサー及びネット製箱わなの技術開発を引き続き進めます。
- ④ニホンザルについては、特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）に基づき実施する追い払い活動を支援するとともに、サルに効果の高い侵入防止柵「おじろ用心棒」などを農業改良普及員の活動を通じて普及させるほか、これまでに開発した大量捕獲技術を活用し適正な捕獲等を進めることで、被害の減少を図ります。また、新たな捕獲技術として、シカで試行されている、シャープシューティング（誘引狙撃法）をサルに適用する研究を、大学や市町と連携して検討します。
- ⑤ICTを用いたニホンザルなどの防除、捕獲、処理の一貫体系技術の構築は、大規模な広域モデル

事業と位置づけ、18基の大量捕獲わなや30基のサル接近センサーなどの一元管理技術を開発し、計画的な捕獲や追い払い及び捕獲後の適正な処理技術の確立に取り組むことにより、被害軽減につながります。

- ⑥市町等が行う捕獲活動や各捕獲隊等の活動体制強化の支援を継続するとともに、「獣害対策カルテ」に生息密度や被害、捕獲状況等のデータを加えることで「捕獲促進プラン」の作成を推進し、地域との連携を密にしながら地域の捕獲力強化を支援します。また、捕獲後の処分体制の構築等の支援に向けて、県内の市町にとって効果的な処分体制の現地実証を企業や市町と連携して進めます。
- ⑦鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成等を目的とする鳥獣保護法の改正に伴い、県が捕獲等をする事業の実施について検討を進めるとともに、第11次鳥獣保護事業計画や特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル）の改定を行います。
- ⑧行政境界での広域連携によるシカ及びイノシシの一斉捕獲の実施を支援するほか、市町内における共同捕獲体制や集落における捕獲体制などの構築を、市町や猟友会と連携しながら支援します。
- ⑨鳥獣の捕獲等を進めるため、新規の狩猟免許取得者を対象に研修会を開催します。
- ⑩引き続き、内水面漁協が行う銃器による捕獲等の対策を支援するとともに、国等による最新のノウハウ対策について情報収集等を行い、三重県内水面漁連等の研修会等において、県が講師となって情報提供を行います。
- ⑪既存の解体処理施設を『「みえジビエ」品質・衛生管理マニュアル』を遵守した施設へ誘導することなどにより、安全で高品質な獣肉の安定的な供給を図っていきます。
- ⑫安全性や品質が確保された獣肉を提供する販売事業者等であることを証明する「みえジビエ登録制度」の普及啓発を行い、登録事業者を増やしていくとともに、「みえジビエ協議会（仮称）」の設立を目指します。
- ⑬獣肉等の需要を拡大するため、企業と連携した新商品の開発・販売や、首都圏での販売促進に取り組んでいきます。
- ⑭「みえフードイノベーション・ネットワーク」を活用した企業等とのマッチングにより、引き続き、獣肉等の需要拡大に向け新商品の開発等に取り組んでいきます。
- ⑮森林再生による野生鳥獣の生息環境創出事業については、事業主体である市町、林業事業体等と連携し、策定された事業計画に基づく整備を着実に実施していきます。

〈翌年度〉

- ①「獣害対策に取り組む集落」づくりに向け、引き続き、集落の実態調査や座談会等を実施しながら、集落住民の意欲の醸成や、集落リーダーの育成に取り組むとともに、侵入防止柵の計画的な整備を促進します。
- ②引き続き、優良活動の表彰や県が取り組む獣害対策の事例等を紹介するフォーラムを開催することで、広く県民の皆さんに獣害についてご理解いただくとともに、獣害対策に取り組む集落の拡大とレベルアップを図るために取り組んでいきます。
- ③開発された大量捕獲技術等の普及を図るとともに、捕獲力の強化に向け、集落のリーダー等を対象とした技術研修会を開催します。また、引き続き、民間企業等と連携し、技術開発・改良に取り組めます。
- ④ニホンザルの対策については、特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）に基づき実施する追い払い活動への支援を引き続き行うとともに、ニホンザルに効果の高い侵入防止柵「おじろ用心棒」やニホンザルの接近情報に基づく追い払い対策の普及、これまでに開発した大量捕獲技術を活用した適正な捕獲などにより被害を減少させます。また、引き続き、ニホンザルの捕獲に有効と考えられるシ

ャープシューティングなどの研究に取り組んでいきます。

- ⑤ ICTを用いて一元管理した複数の大量捕獲わなとサル接近センサーなどにより、計画的な追い払いや捕獲を実施するとともに、捕獲後の利活用にまでつなげる一貫体系技術を確立し、広域においてニホンザルなどの被害が減少するモデルの構築に取り組みます。
- ⑥ 市町等が行う捕獲活動や各捕獲隊等の活動体制強化の支援を継続するとともに、「獣害対策カルテ」や「捕獲促進プラン」を活用し、地域との連携を促進しながら地域の捕獲力強化を支援します。また、捕獲後の処分体制について、市町や企業等と連携して行った現地実証の結果も踏まえ、効果的な技術の確立と普及につなげていきます。
- ⑦ 鳥獣保護法の改正に伴い策定する鳥獣保護管理事業計画に基づき、県が捕獲等をする事業の実施を目指して取り組みます。わなによる狩猟および有害鳥獣捕獲の適正な実施および安全性を確保するため、標識の設置等に対し支援を行います。
- ⑧ 引き続き、行政境界での広域連携によるシカ及びイノシシの一斉捕獲の実施を支援するほか、市町内における共同捕獲体制や集落における捕獲体制などの構築を、市町や猟友会と連携しながら拡充します。
- ⑨ 捕獲者の増加を図るため、猟友会と連携し、狩猟免許取得促進のためのPR等に取り組むとともに、狩猟免許更新講習対象者に対し通知文書の発出を行うなど、狩猟免許所持者の確保に努めます。
- ⑩ カワウによる漁業被害の軽減に努めるため、継続して内水面漁協が行う銃器による捕獲や、案山子や花火等を使用した飛来防止対策等を支援するとともに、全国一斉対策の取組への参加を促していきます。
- ⑪ 安全で高品質な獣肉の安定的な供給を図るため、『「みえジビエ」品質・衛生管理マニュアル』を遵守した解体処理施設の整備等を引き続き推進していきます。
- ⑫ 安全性や品質が確保された獣肉を提供する販売事業者等であることを証明する「みえジビエ登録制度」の普及啓発を行い、登録事業者を増やしていくとともに、「みえジビエ協議会（仮称）」の運営に対し支援します。
- ⑬ 獣肉等の需要を拡大するため、企業と連携した新商品の開発・販売や、首都圏営業拠点「三重テラス」等を活用した首都圏での販売促進、料理教室の開催等による「みえジビエ」の普及啓発に取り組めます。
- ⑭ 「みえフードイノベーション・ネットワーク」を活用した企業等とのマッチングにより、引き続き、獣肉等の需要拡大に向け新商品の開発等に取り組んでいきます。
- ⑮ 森林再生による野生鳥獣の生息環境創出事業については、今後各地域において自主的な取り組みが広がるよう、事業実施後に行った被害軽減に関するアンケート結果や生息数調査（糞塊調査）等を活用して事業効果をPRしていきます。